

保育園等入園申込みにおける個人番号（マイナンバー）の記載について

保育園等の入園申込み手続きには、マイナンバーが必要です

マイナンバー法の施行に伴い、平成28年10月以降に保育園等の入園を希望する方は、申込みに必要な書類の一つである「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」（水色の申請書）に、個人番号（マイナンバー）を記載していただくこととなりました。

「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」の記入にあたっては、下記の方のマイナンバーを記載していただくとともに、提出の際に「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、必要書類を窓口にご持参くださいますようお願いいたします。

○マイナンバーを記載する方

- ・申請児童、申請者（保護者）、保護者の配偶者、同居している親族の方
※支給認定申請書「申請に係る小学校就学前子ども」欄、及び「①世帯の状況」欄

申込書提出の際にご持参いただくもの

個人番号（マイナンバー）を記載した申請書等を提出する場合、なりすまし等を防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）が必要です。

このため、申請書の提出時には、下記の書類をご持参くださいますよう、お願いします。

○番号確認に必要な書類

- ・申請者（保護者）の方の個人番号カード（マイナンバーカード）または通知カード
※窓口での提示またはコピーを提出してください

○本人確認に必要な書類

- ・申請者（保護者）または代理で申請にいらした方の書類で、下記(1)または(2)のもの。
※窓口での提示またはコピーを提出してください

(1) 次のいずれかの場合には1点	<ul style="list-style-type: none">・官公署発行の写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード等）・その他の官公署発行で写真付きの「氏名・生年月日または住所」が記載されているもの
(2) 次のいずれかの場合には2点以上	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証、介護保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳等・その他官公署発行で「氏名・生年月日または住所」が記載されているもの

担当：子育て支援課 総合保育担当

電話：0493-72-1221（内線192・193）